平成２７年（フ）第３１９号
神奈川県平塚市四之宮２丁目２番49号　二見荘102号、前住所神奈川県平塚市四之宮１丁目４番４号　神明ハイツ202号
債務者　安齊　春美
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０９３号
愛知県東海市名和町北三ケ月25番地の１　タウニーたねも（206号）
債務者　杉浦　リサ（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６２号
（住民票上の前住所）熊本県玉名市大倉1738番地１
債務者　上田　麗子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６０号
山口市阿知須2754番地３　コスモライン102
債務者　河村　妙子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６５号
山口県防府市大字大崎689番地　ドリームハイツ松永Ａ棟101
債務者　山根　敬子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３８９号
福岡県宗像市須恵４丁目12番20号、前住所福岡市東区下原１丁目２番12―105号
破産者　日下部京子
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６９１号
福岡市博多区半道橋２丁目６番４―403号
破産者　城谷小夜子
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２３８号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目８番13号　アミティー仁川５号、前住所兵庫県宝塚市伊子志３丁目16番21号
破産者　黄雲燮こと　木下　二郎
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
兵庫県川西市久代１丁目17番８号
破産者　清田　安子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
兵庫県伊丹市中央４丁目６番４号
破産者　山本　哲也
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
兵庫県伊丹市中野北４丁目４番５―601号
破産者　永井　良一
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
兵庫県宝塚市小林２丁目５番21号　岩田テラスハウス
破産者　渡部　祐子（旧姓市川）
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１９０８号
福岡県糟屋郡志免町別府北１丁目６番８―1009号
破産者　古賀　妙子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９６号
福岡県朝倉郡筑前町中牟田1034番地８
破産者　藤本　和実
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４３０号
福岡市南区塩原３丁目22番２号
破産者　徳永　英子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７２７号
福岡市城南区東油山３丁目11番501号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区花畑３丁目40番24―706号
破産者　宮園　公子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８３１号
福岡市博多区上呉服町12番５―301号
破産者　床波　好則
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２０４２号
北海道恵庭市漁町64番地２
破産者　中堀　孝之
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部